

## 苫小牧市航空機騒音対策協議会規約

(目的)

第1条 本市の航空機騒音の発生源対策及び空港周辺対策について協議するため、苫小牧市航空機騒音対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、前項の協議により、陳情その他必要な活動を行うものとする。

(組織)

第2条 協議会は、植苗・美沢地区、沼ノ端地区、勇払地区の各町内会から推薦された2名以内の委員で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は協議会を代表し、会務を掌理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を苫小牧市総合政策部に置く。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規約は、昭和51年9月17日から施行する。

付 則

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、昭和59年1月18日から施行する。

付 則

この規約は、平成3年9月3日から施行する。

付 則

この規約は、平成12年6月23日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年5月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成21年5月1日から施行する。